

# 誤解防止要望を東海北陸厚生局へ提出

## 東海北陸厚生局への誤解防止要望

平成25年12月20日

東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課

社会保険監査専門官 西山尚希

地域医療保険監査指導官 石原康弘

協同組合日本接骨師会会長 登山 勲

## 石川県所管課あて要望「東海北陸厚生局提出」

平成 年 月 日

石川県 課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

### 医師受診・柔道整復師受診の「併療防止」の乱用注意の要望

#### 要望の趣旨

保険診療で「ハシゴ診療・併療診療の防止」の大事は言をまたずです。

但し、この事は医師とおしても当然で、それを、医師対整復師の対比を理由とする  
失当の注意です。なお、転医と併療との両者の混同注意で、この注意を賜るようお願い  
申し上げます。

#### 要望の理由

この度、平成25年4月21日、集団指導で医師対柔道整復師のハシゴ併療問題について、  
「医師の湿布薬50枚（50日間）」の期間中は柔道整復師受診は不可という指導が行  
われた旨を聞きました。

もし、これが事実ならハシゴ併療を理由に「患者の転医」の自由を奪う失当です。

即ち、患者の医療選択の自由の大事で、「ハシゴや併療の意思の受診」の場合は格  
別、投薬期間中といえども患者は医師の私物ではなく、患者の「転医の意思の受診」  
の場合はこれを妨げるものではありません。

因に、「診断書での期間記載」にあっても、その間の患者の医療選択の自由を否定  
するものではありません。「転医」と「ハシゴ・併療」との混同注意です。

この事について誤解を与える講習会の疑問について速やかに誤解防止を図られるよ  
うお願い申し上げます。